

令和7・8年度和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査での総合点数算定取扱い基準

(趣旨)

- 1 この基準は、和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準(以下「審査基準」という。)第4条第2項の総合点数の算定について、必要な事項を定めるものとする。

(総合点数)

- 2 審査基準第4条第2項に規定する総合点数は、客観的事項について算定した点数(以下「客観点数」という。)に、和歌山県が独自に算定した点数(以下「地方基準点数」という。)を加えて算定することとする。

(審査基準日)

- 3 審査は、当該年度の1月1日(以下「審査基準日」という。)を基準として行うこととする。ただし、審査基準第10条による再審査の申請があった場合は、その都度別に定める手続きにより、資格の再審査を申請することができることとする。

(客観点数)

- 4 客観点数は、入札参加希望業種ごとの建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第27条の29に規定する経営事項審査の総合評定値とする(ただし、平成20年4月1日付で改正された基準による総合評定値のみを対象とする。))。

(地方基準点数)

- 5 地方基準点数は、次に掲げる各号により算定した点数の合計とする。
  - (1) 和歌山県から受注した建設工事に係る工事成績(審査基準第4条第1項第2号ア関係)

業種ごとに以下の算式により算出した点数を配点することとする。なお、共同企業体(JV)に係る工事成績評定点については、各構成員に対して配点する。

ア 算式  
別表1に掲げる工事成績評定点の平均点に応じた配点とする。

イ 工事成績評定点  
審査基準日(追加受付においては、前年度に実施した定期受付における審査基準日)の前日までの2年間に竣工検査を受けた工事の成績の点数。ただし、当初の契約額が250万円以下の随意契約による工事を除く。

ウ 平均点  
工事成績評定点(工事が複数ある場合はそれらの和の合計点)をその工事件数で除した点数とする(ただし、小数点以下第2位を四捨五入する。))。
  - (2) 和歌山県から受注した建設工事に係る高得点工事成績(審査基準第4条第1項第2号イ関係)

審査基準日(追加受付においては、前年度に実施した定期受付における審査基準日)の前日までの2年間に別表1に掲げる工事成績評定点(竣工検査を受けた工事の成績の点数で、当初の契約額が250万円以下の随意契約による工事を除く。)が75点以上あった場合、当該工事に係る業種について、2件を上限として1件につき30点を加算する。
  - (3) ISO9000シリーズの認証取得(審査基準第4条第1項第2号ウ関係)

審査基準日時点でISO9000シリーズの認証を取得している者には、30点を加算する。
  - (4) ISO14000シリーズの認証取得(審査基準第4条第1項第2号エ関係)

審査基準日時点でISO14000シリーズの認証を取得している者には、30点

を加点する。

- (5) 和歌山県内における建設業許可を受けた営業所の有無（審査基準第4条第1項第2号才関係）

審査基準日時点で、法第3条第1項で規定された営業所を和歌山県内に有している場合は、80点を加点する。

- (6) 和歌山県内での工場設置の有無（審査基準第4条第1項第2号カ関係）

審査基準日時点で、別表2に掲げる要件を満たした工場を和歌山県内に設置している場合は、80点を加点する。

- 6 第5項第2号の規定は、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱第3条に定める別表第1第1項（過失による粗雑工事等）による入札参加資格停止措置を受けた者に対しては、停止措置を受けた日から2年間、加点を認めないものとする。但し、当該期間が経過するまでの間に、その者が資格認定を受けた入札参加資格の有効期間が満了し、かつ、当該有効期間の満了後も新たに資格認定を受けて引き続き入札参加資格を有することとなった場合は、先の有効期間の満了時に未了となっていた当該期間の残余の日数は次の有効期間に繰り越すものとする。

#### 附 則

- 1 この基準は、平成20年12月26日から施行する。
- 2 和歌山県外に主たる営業所を有する者の平成19年度及び平成20年度入札参加資格審査並びに平成20年度追加入札参加資格審査については、この和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査での総合点数算定取扱い基準にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この基準は、平成24年12月 3日から施行する。

#### 附 則

- 1 この基準は、平成28年11月30日から施行する。

#### 附 則

- 1 この基準は、令和 6年11月27日から施行する。
- 2 この基準による改正後の令和7・8年度和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準は、令和7年度及び令和8年度入札参加資格に適用し、令和5年度及び令和6年度入札参加資格については、なお従前の例による。

別表 1 (第 5 項関係)

|     |          |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                       |                      |                      |                      |
|-----|----------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 平均点 | 54.5 点未満 | 54.5 点以上<br>55.5 点未満 | 55.5 点以上<br>56.5 点未満 | 56.5 点以上<br>57.5 点未満 | 57.5 点以上<br>58.5 点未満 | 58.5 点以上<br>59.5 点未満 | 59.5 点以上<br>60.5 点未満 | 60.5 点以上 6<br>1.5 点未満 | 61.5 点以上<br>62.5 点未満 | 62.5 点以上<br>63.5 点未満 | 63.5 点以上<br>64.5 点未満 |
| 配点  | -60      | -50                  | -45                  | -40                  | -35                  | -30                  | -25                  | -20                   | -15                  | -10                  | -5                   |

|     |                      |                     |                     |                     |                     |                     |                     |                     |                     |                     |                     |
|-----|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 平均点 | 64.5 点以上<br>65.5 点以下 | 65.5 点超<br>66.5 点以下 | 66.5 点超<br>67.5 点以下 | 67.5 点超<br>68.5 点以下 | 68.5 点超<br>69.5 点以下 | 69.5 点超<br>70.5 点以下 | 70.5 点超<br>71.5 点以下 | 71.5 点超<br>72.5 点以下 | 72.5 点超<br>73.5 点以下 | 73.5 点超<br>74.5 点以下 | 74.5 点超<br>75.5 点以下 |
| 配点  | 0                    | 10                  | 20                  | 30                  | 40                  | 50                  | 56                  | 62                  | 68                  | 74                  | 80                  |

|     |                     |                     |                     |                     |                     |                     |                     |                     |                     |         |
|-----|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------|
| 平均点 | 75.5 点超<br>76.5 点以下 | 76.5 点超<br>77.5 点以下 | 77.5 点超<br>78.5 点以下 | 78.5 点超<br>79.5 点以下 | 79.5 点超<br>80.5 点以下 | 80.5 点超<br>81.5 点以下 | 81.5 点超<br>82.5 点以下 | 82.5 点超<br>83.5 点以下 | 83.5 点超<br>84.5 点以下 | 84.5 点超 |
| 配点  | 86                  | 92                  | 98                  | 104                 | 110                 | 116                 | 122                 | 128                 | 134                 | 140     |

別表 2 (第 5 項関係)

|            |  |
|------------|--|
| 要件<br>(工場) | ①工場に勤務する常勤で雇用された正社員が 21 名以上であること。                                |
|            | ②当該入札参加資格申請業者が有する建設業法で許可された業種に係る物品の製造や加工を機械などを使用して継続的に行う施設であること。 |